

大阪市告示第1480号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年11月10日（月）	午前9時から
	令和7年11月17日（月）	午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年11月1日（土）から 同月9日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和7年11月11日（火）から 同月16日（日）まで	※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。
	令和7年11月18日（火）から 同月30日（日）まで	
鶴見緑地庭球場	令和7年11月4日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年11月7日（金）	
	令和7年11月11日（火）	
	令和7年11月14日（金）	
	令和7年11月18日（火）	
	令和7年11月21日（金）	
	令和7年11月25日（火）	

令和 7 年 11 月 28 日（金）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）